平成23年12月

こんな「うまい話」にご用心！

この株は**上場確実！**
今買えば**必ず儲かります！**
元本も保証します！

もし○○社の株・社債を買ってくれたら、**あとで必ず高く買い取りますよ！**

未公開株で出た**損を取り返してあげますよ！**
その代わり**別の商品を購入して下さい。**

金融庁の者ですが、××社の株式は近々上場予定なので、信用しても大丈夫ですよ！

こんな勧誘を受けた人は・・・ 要注意！

知らない人からの電話や郵便による
「未公開株・社債」の勧誘は
『**詐欺**』の可能性大！！

「未公開株・社債」などについては・・・

- 登録を受けた証券会社以外による売買は **原則無効！**
- 登録を受けた証券会社以外による広告・勧誘は **違　法！**

金融庁　警察庁　消費者庁　（独）国民生活センター　日本弁護士連合会　日本証券業協会

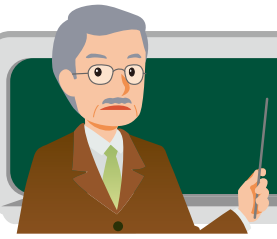

詳しい情報はコチラ！

登録を受けた証券会社以外による売買は 原則無効！

●「未公開株・社債」の販売ができるのは登録を受けた証券会社だけ。

●無登録業者※が、「未公開株・社債」などの売付けを行った場合や、他の業者による売付けの媒介を行った場合、その売買契約は**原則無効**になります！　※金融商品取引法に違反して登録を受けずに「未公開株・社債」等の販売等を行う業者。

登録を受けた証券会社以外による広告・勧誘は 違法！

●一般的に、幅広い投資家に「未公開株・社債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
→登録を受けた証券会社以外がこうした取引の勧誘を行うことは、**違法**ですので、**絶対に関わらないようにして下さい！**
※登録を受けた証券会社についても、「未公開株」の勧誘は原則禁止されています。

●勧誘してきた業者がきちんと登録を受けているかどうかは、**金融庁・財務局のホームページや電話によって確認することができます。**

●なお、金融庁・財務局の登録を受けている証券会社であっても、
- その証券会社の信用力などが**保証されているものではありません。**
- **「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁止**されています。

●**金融庁などの公的機関を名乗る電話**や、**「買ってくれたらあとで高く買い取ります」**、**「損を取り戻してあげます」**などといった勧誘も、**簡単に信用しないように**しましょう！

不審な勧誘を受けた場合は、すぐに以下の連絡先までご相談下さい。

金融庁　金融サービス利用者相談室

電話（ナビダイヤル）**0570-016811**　FAX **03-3506-6699**
※IP電話・PHSからは03-5251-6811

警　察

警察総合相談電話**「＃9110」**番または最寄りの警察本部、警察署

消費生活センター　消費者ホットライン

電話 **0570-064-370**（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ　守ろうよ、みんなを！）
※IP電話・PHSの方は、お住まいの地域の消費生活センターにお問い合わせ下さい。

法テラス

解決に役立つ情報提供と弁護士費用の立替え
電話（法テラス・サポートダイヤル）**0570-078374**（おなやみなし）

日本証券業協会

未公開株通報専用コールセンター **0120-344-999**